

平取町水防計画

令和4年3月修正

平取町防災会議

沿 革

平成元年 10 月 23 日 平取町水防計画 承認

平成 29 年 1 月 31 日 一部修正

平成 31 年 1 月 30 日 一部修正

令和 2 年 3 月 13 日 一部修正

令和 3 年 2 月 26 日 一部修正

令和 4 年 3 月 16 日 一部修正

目 次

第 1 章 総 則	P 1
第 1 節 目 的	P 1
第 2 節 水防の責任等	P 1
第 1 町の水防組織	P 1
第 2 処理すべき事務または業務	P 1
第 3 節 水防計画の作成及び変更	P 2
第 4 節 安全配慮	P 2
第 2 章 水防組織	P 3
第 1 節 町の水防組織	P 3
第 1 町の組織	P 3
第 2 水防対策本部の組織及び各対策部の所掌事務	P 3
第 2 節 消防機関の組織	P 3
第 1 日高西部消防組合の組織	P 3
第 2 消防団の組織等	P 3
第 3 章 予報及び警報	P 4
第 1 節 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容	P 4
第 1 気象台が発表または伝達する注意報及び警報	P 4
第 2 気象情報等の種類	P 5
第 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等	P 6
第 4 警報等の伝達経路及び手段	P 7
第 2 節 洪水予報河川における洪水予報	P 8
第 1 種類及び発表基準	P 8
第 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報	P 9
第 3 節 水防警報	P 1 0
第 1 安全確保の原則	P 1 0
第 2 洪水時の河川に関する水防警報	P 1 0

第4章	水位等の観測、通報及び公表	P 1 2
第1節	水位の通報及び公表	P 1 2
第2節	雨量の通報	P 1 4
第5章	水防管理者等の情報収集	P 1 5
第1節	気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集	P 1 5
第6章	ダム・水門等の操作	P 1 6
第1節	水門等の操作	P 1 6
第2節	操作の連絡	P 1 6
第7章	通信連絡	P 1 7
第1節	水防通信網の確保	P 1 7
第2節	東日本電信電話株式会社との「非常扱いの通話」の利用	P 1 7
第3節	他機関の電気通信設備の優先利用等	P 1 7
第8章	水防施設及び輸送	P 1 8
第1節	水防倉庫及び水防資器材	P 1 8
第2節	輸送の確保	P 1 8
第9章	水防活動	P 1 9
第1節	水防配備	P 1 9
第1	町の非常配備	P 1 9
第2	消防機関の非常配備	P 2 0
第2節	巡視及び警戒	P 2 1
第1	平常時の巡視	P 2 1
第2	出水時の巡視	P 2 1
第3節	水防作業	P 2 1
第4節	緊急通行	P 2 1
第5節	警戒区域の指定	P 2 1
第1	警戒区域の設定	P 2 1
第2	警察官の区域の設定	P 2 2
第6節	避難のための立退き	P 2 2
第7節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	P 2 2
第1	決壊・漏水等の通報	P 2 2
第2	決壊等後の措置	P 2 3
第8節	水防配備の解除	P 2 3
第1	町の非常配備の解除	P 2 3
第2	消防機関の非常配備の解除	P 2 3
第10章	水防信号、水防標識及び身分証票	P 2 4
第1節	水防信号	P 2 4
第2節	水防標識	P 2 4
第3節	身分証票	P 2 5

第 11 章	協力及び応援	P 2 6
第 1 節	河川管理者の協力	P 2 6
第 1	北海道開発局長の協力	P 2 6
第 2	北海道知事の協力	P 2 6
第 2 節	水防管理団体相互間の応援	P 2 6
第 3 節	警察官の援助要求	P 2 6
第 4 節	自衛隊の派遣要請	P 2 7
第 5 節	国（河川事務所、地方気象台）との連携	P 2 7
第 1	水防連絡会	P 2 7
第 2	ホットライン	P 2 7
第 6 節	企業（地元建設業等）との連携	P 2 7
第 7 節	住民、自主防災組織等との連携	P 2 7
第 12 章	費用負担と公用負担	P 2 8
第 1 節	費用負担	P 2 8
第 2 節	公用負担	P 2 8
第 1	公用負担	P 2 8
第 2	公用負担権限委任証	P 2 8
第 3	公用負担命令書	P 2 9
第 4	損失補填	P 2 9
第 13 章	水防報告等	P 3 0
第 14 章	水防訓練	P 3 0
第 15 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保	P 3 0
第 1 節	洪水対応	P 3 0
第 1	洪水想定区域の指定状況	P 3 0
第 2	洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置	P 3 0
第 3	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための 措置に関する計画の作成等	P 3 0
第 4	洪水ハザードマップ等の配布	P 3 1
第 16 章	水防協力団体	P 3 1
第 1 節	水防協力団体の指定	P 3 1
第 2 節	水防協力団体の業務	P 3 1
第 3 節	水防協力団体の消防機関との連携	P 3 1
別表 1	平取町水防対策本部組織図	P 3 2
別表 2	平取町水防対策本部所掌事務	P 3 3
別表 3	日高西部消防組合組織図	P 3 6
別表 4	日高西部消防組合平取消防団組織図	P 3 7
別表 5	水防報告様式	P 3 8

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である平取町が、第33条第1項の規定に基づき、平取町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、平取町の地域にかかる河川、湖沼の洪水を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任等

水防に関係がある各機関の法または河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 平取町の水防責任

平取町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

第2 処理すべき事務または業務

（1）平取町（水防管理団体）

- ①水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ②平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ③浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤消防機関の出動準備または出動（法第17条）
- ⑥警戒区域の設定（法第21条）
- ⑦警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑧他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑨堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑩公務負担（法第28条）
- ⑪水防協力団体の指定（法第36条）
- ⑫避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑬水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑭水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第33条）

（2）平取町防災会議

- ①浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

（3）北海道

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
- ⑤洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、法第11条第1項、法第13条の4）
- ⑥水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑦水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑧洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
- ⑨水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）

- ⑩避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪緊急時の水防管理者、水防団長または消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑫水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- （3）国土交通省（室蘭開発建設部）
 - ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ③洪水予報または水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - ④水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑤浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑥水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑦重要河川における北海道知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑧水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
 - ⑨北海道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- （4）気象庁（室蘭地方气象台）
 - ①気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- （5）居住者等
 - ①水防への従事（法第24条）

第3節 水防計画の作成及び変更

町は毎年、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要がある時には変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、平取町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第4節 安全配慮

洪水において、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

第1 町の組織

水防に関係のある警報・注意報または地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、町に平取町水防対策本部（以下「水防対策本部」という。）を設置し、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第2 水防対策本部の組織及び所掌事務

水防対策本部の組織及び各対策部の所掌事務は別表1、別表2のとおりする。

第2節 消防機関の組織

第1 日高西部消防組合の組織

日高西部消防組合の組織は、別表3のとおりである。

第2 消防団の組織等

日高西部消防組合平取消防団の組織及び分担区域は、別表4のとおりである。

第3章 予報及び警報

第1節 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

第1 気象台が発表または伝達する注意報及び警報

室蘭地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を室蘭開発建設部及び日高振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が、発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき洪水警報害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報を補足する情報)

種 類	内 容
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分事に更新)
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)

区 分	種 類	発表基準
大雨注意報	表面雨量指数(浸水害)	6以上
	土壌雨量指数(土砂災害)	82以上
洪水注意報	流域雨量指数	沙流川流域:38以上、シラウ川流域:5.1以上、アベツ川流域:11.5、額平川流域:31.2以上、ポロケシオマップ川流域:8.4以上 貫気別川流域:18.4以上 池売川流域:6.6以上、仁世宇川流域:19.2以上
大雨警報	表面雨量指数(浸水害)	13以上
	土壌雨量指数(土砂災害)	161以上
洪水警報	流域雨量指数	沙流川流域:47.6以上、シラウ川流域:9以上、アベツ川流域:14.4、額平川流域:39以上、ポロケシオマップ川流域:10.6以上 貫気別川流域:23以上 池売川流域:8.3以上、仁世宇川流域:24以上
記録的短時間 大雨情報	1時間雨量	100mm以上

(大雨特別警報発表基準)

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難情報の発令や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区气象台及び各地方气象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難情報の発令、災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

第 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2)大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(3)洪水警報の危険度分布

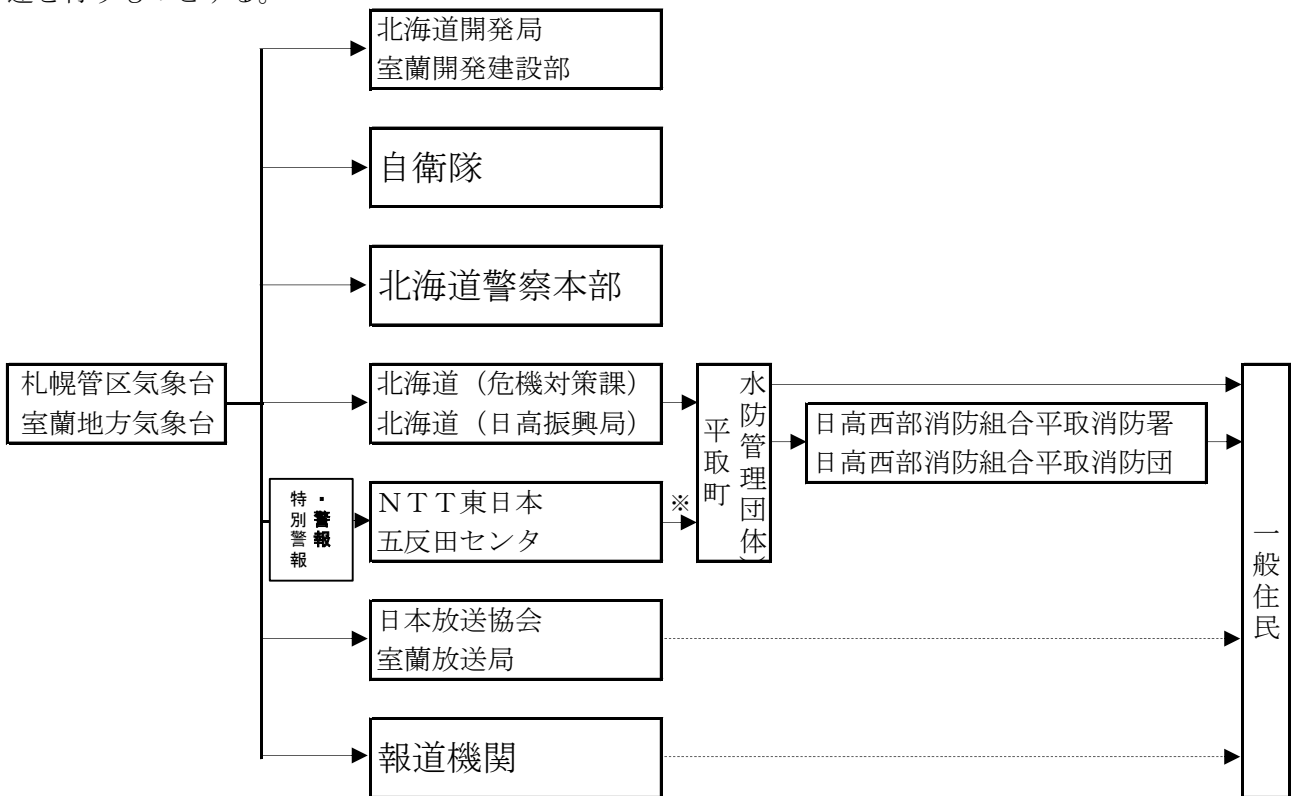
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(4)流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第4 警報等の伝達経路及び手段

水防管理者は、水防活動用気象予警報、洪水予報又は水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。



※印は気象予警報・洪水予報発表時のみ

第2節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知する。

また、避難情報の発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

警戒 レベル（相当） （タイムラインの ステージ）	警報・注意 報等の種類	水位の名称	発表する情報 （予報文の標題）	発表基準 （水位危険度レベル）	町及び住民に 求める行動等
警戒 レベル5相当 （タイムライン ステージ5）	大雨 特別警報	氾濫発生	沙流川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき （警戒レベル5相当）	町は緊急安全確保等を判断 住民は、命を守るための最善の行動
警戒 レベル4相当 （タイムライン ステージ4）	土砂災害 警戒情報	氾濫危険 水位 （特別警戒 水位）	沙流川 氾濫危険情報	氾濫危険水位（警戒レベル4相当）を超過したとき	町は避難指示の発令や避難所開設を判断 住民は危険な場所から全員避難
警戒 レベル3相当 （タイムライン ステージ3）	大雨警報 洪水警報	避難判断 水位	沙流川 氾濫警戒情報	避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達し、上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき、氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達すると見込まれたとき	町は高齢者等避難等の発令や避難所開設を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し、避難を判断
警戒 レベル2相当 （タイムライン ステージ2）	大雨注意報 洪水注意報	氾濫注意 水位 （警戒水位）	沙流川 氾濫注意情報	氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	町は避難所開設を準備（状況に応じ開設） 水防団出動
警戒 レベル1相当 （タイムライン ステージ1）	発表 なし	水防団待機 水位	早期注意情報		水防団待機

※警戒レベル3～4は市町村が高齢者等避難・避難指示の発令とともに発表するもの。警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

気象の注意報・警報や洪水予報などの防災情報は警戒レベル2～5の相当の情報として発表される。

※知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、該当河川があらかじめ定めた洪水特別警戒水位（氾濫注意水位）に達した通知を受けたとき、または知事が指定

した水位周知河川について洪水特別警戒水位に達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1)洪水予報を行う河川名、区域

水系名	河川名	区 域	関係水防管理者
沙流川	沙流川	左岸：自 沙流郡平取町字二風谷 1 5 9 番の 3 地先 至 海 右岸：自 沙流郡平取町字二風谷 1 2 6 番の 9 地先 至 海	平取町長 日高町長

(2)洪水予報の対象となる基準観測所

水系名	観測所名	基準地点位置	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位
沙流川	富川	河口より 2.7 km	4.30m	5.50m	5.80m
沙流川	平取	河口より 15.63km	23.90m	26.30m	26.90m

(3)洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部 室蘭地方气象台

第3 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1)水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区 域	関係水防管理者
沙流川	沙流川	左岸:自 沙流郡平取町字荷負 167 番の 22 地先、長知内橋下流端 至 沙流郡平取町字荷負 65 番の 1 地先 右岸:自 沙流郡平取町字長知内 106 番の 2 地先、長知内橋下流端 至 沙流郡平取町字長知内 5 番の 8 地先	平取町長

(2)水位到達情報通知の対象となる基準観測所

水系名	観測所名	基準地点位置	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位
沙流川	幌毛志橋	沙流川	60.00m	60.20m	60.40m

(3)水位到達情報通知の実施担当官署

通知区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部

第3節 水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣及び知事が指定した河川において、洪水によって災害が発生するおそれがあるときには、水防警報が発表され、大臣又は知事を通じて通知が行われる。

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、洪水の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第2 洪水時の河川に関する水防警報

国土交通大臣が指定した河川に水防警報が発せられたときは、知事から直ちに通知が行われる。

(1)河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は、水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面からの崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
※地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する		

(2)国土交通省が行う水防警報

①国土交通大臣（室蘭開発建設部）が水防警報を行う河川名、区域

水系	河川	水防警報区間
沙流川	幹川	左岸：自 沙流郡平取町字二風谷159番の3地先 至 海 右岸：自 沙流郡平取町字二風谷126番の9地先 至 海

②水防警報の対象となる基準観測所

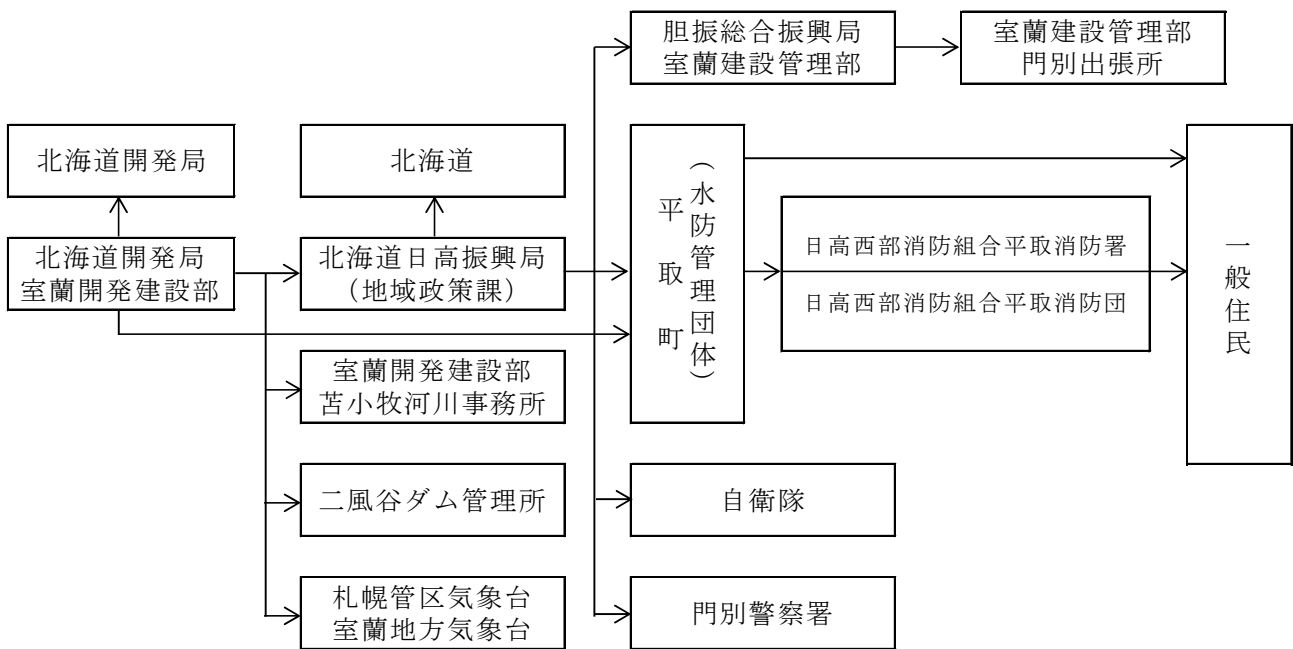
河川名	観測所名	基準地点位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
沙流川	富川	河口より 2.7km	3.30m	4.30m	5.50m	5.80m
沙流川	平取	河口より 15.63km	22.80m	23.90m	26.30m	26.90m

③水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
沙流川	室蘭開発建設部

④水防警報伝達経路図

国土交通大臣（室蘭開発建設部）が行う水防警報伝達系統図



第4章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の通報及び公表

町内における雨量観測所、水位観測所の位置は次のとおりである。

(1)雨量観測所

河川名	観測所名	管理者	所在地
沙流川	平取	室蘭開発建設部	本町
沙流川	ダム管理所	室蘭開発建設部	字二風谷 24 番地 4
沙流川	振内	室蘭開発建設部	振内町国有林内
額平川	豊糠	室蘭開発建設部	字豊糠 47 番地 7
額平川	幌尻	室蘭開発建設部	振内町国有林内
仁世宇川	仁世宇	室蘭開発建設部	振内町国有林内
貫気別川	上貫気別	室蘭開発建設部	字旭 31 番地 17
宿主別川	宿主別	室蘭開発建設部	振内町国有林内
貫気別川	旭	室蘭地方气象台	字旭 157 番地 6
沙流川	仁世宇	室蘭地方气象台	字仁世宇 8 番地 9

(2)水位観測所

河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	計 画 高水位	管理者	観測所 位 置
沙流川	富川	3.30m	4.30m	5.50m	5.80m	6.93m	室蘭開発建設部	沙流川橋下流 110m
沙流川	平取	22.80m	23.90m	26.30m	26.90m	27.42m	室蘭開発建設部	新平取大橋下流約 400m
額平川	額平川	71.48m	73.00m	—	74.71m	—	室蘭建設管理部	貫気別橋地点
貫気別川	貫気別川	75.24m	75.95m	—	77.22m	77.22m	室蘭建設管理部	
貫気別川	貫気別川旭	124.75m	125.31m	—	126.83m	126.83m	室蘭建設管理部	世多内橋地点
沙流川	幌毛志橋	—	—	—	—	—	室蘭開発建設部	幌毛志橋
額平川	貫気別	—	—	—	—	—	室蘭開発建設部	貫気別橋下流約 1.3km

水防団待機水位：水防団などの水防関係機関が水防活動を行うための体制を執る目安となる水位

氾濫注意水位：河岸の崩壊、洗掘等の災害が発生する可能性があるため、災害に備えて水防関係機関に出動を要請し、警戒にあたる必要がある水位、又水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位

避難判断水位：町長の高齢者等避難等の発令判断の目安となる水位

氾濫危険水位：町長の避難指示等の発令判断の目安となる水位

計画高水位：河川整備の目標としている水位

(3)水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えた時の通報は、その水位データを国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

(4)障害時の水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が下記のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、電話、ファクシミリ、電子メール等により通報が行われる。

- ①水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- ②氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ③氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び、氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- ④氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- ⑤水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- ⑥上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(5)水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位データを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページで常時公表しており、法第12条の規定による氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載して行われる。

- ・国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

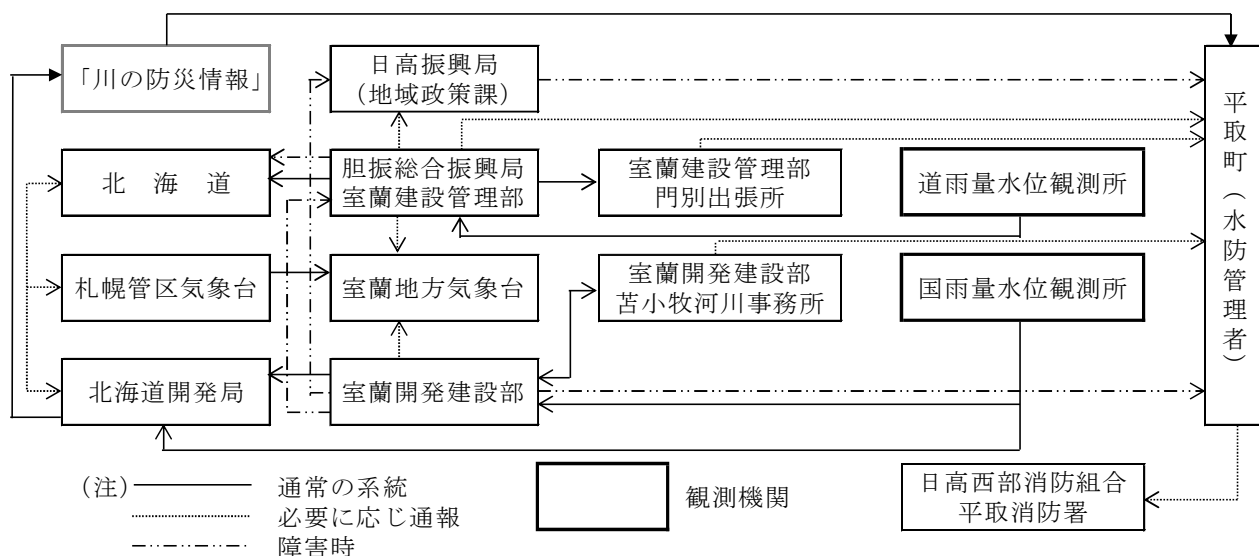
- ・国土交通省「市町村向け川の防災情報」

<http://city.river.go.jp/>

（注：ID・パスワードにより利用、携帯電話用有り）

(6)水位等通報系統図

雨量及び水位通報に関する連絡系統図



第2節 雨量の通報

(1)雨量の通報

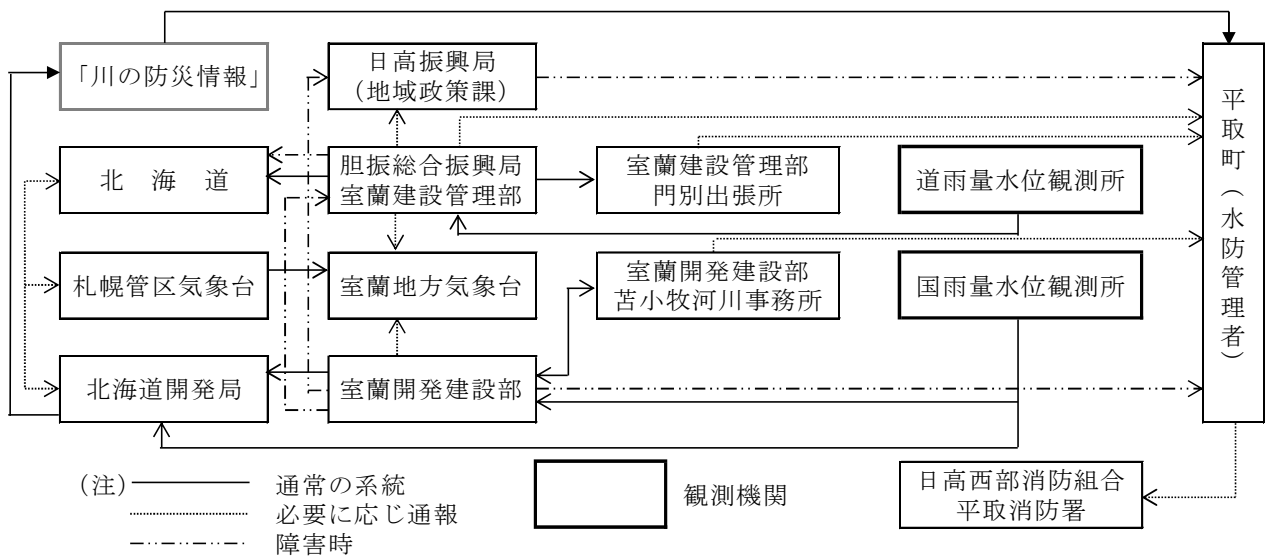
気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量の通報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

(2)障害時の雨量の通報

気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により、上記ホームページに掲載できないときは、その雨量の状況等を電話、ファクシミリ、電子メール等により通報が行われる。

(3)雨量通報系統図

雨量及び水位通報に関する連絡系統図



第5章 水防管理者等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水位活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、または洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている国土交通省及び気象庁の防災情報、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集を行う。

(1)市町村向けの防災情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用あり)	雨量、水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報(浸水害)の危険度分布、流域雨量指数の予想値 等

(2)一般向けの防災情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量、水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報システム	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、洪水警報の危険度分布、大雨警報(浸水害)の危険度分布 等
室蘭地方気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/muroran/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報(浸水害)の危険度分布 等
河川リアルタイム情報システム	http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/river/	河川水位超過局一覧、現在、平常時の川の様子
ダムリアルタイム情報	http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/dam/	ダム近況図(貯水位)、ダム状況(流入・放流)
平取町防災情報メール	https://raid3.ktaiwork.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 水門等の操作

- (1) 河川区間の水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- (2) 水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

連絡系統については、各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 水防管理団体の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信及び携帯電話によるほか、北海道総合行政ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等を用いて行う。

第2節 「災害時優先通信」の利用

(1) 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発進や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

(2) 災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を地用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 他機関の電気通信設備の優先利用等

法第27条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は、水防上緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 日高西部消防組合通信施設
- (3) 北海道警察本部通信施設
- (4) 自衛隊通信施設

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 町の水防資器材

町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は別表5のとおりである。なお、消耗資材については、町が保有するもののほか、必要に応じ発注調達する。

第2 国の災害対策用機械の貸し出し

水防活動に災害対策用機械が必要になったときには、室蘭開発建設部に出動要請し、北海道開発局が保有する災害対策用機械の貸し出しを受けるものとする。

第2節 輸送の確保

第1 輸送路線の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保する。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、運輸関係機関等及び他の機関に応援を要請するほか、民間車両を借り上げるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

第1 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれのあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

水防管理者の発する非常配備の基準及び内容は次のとおりである。なお、水防対策準備本部及び水防対策本部の設置基準は、災害対策本部に準じるものとする。

区分	配備の時期	配備の内容	任務	担当部署
警戒レベル1	1 早期注意情報が発表されたとき。	準備体制とし、情報収集及び情報共有	1 情報収集 2 関係機関との連絡	まちづくり課長 防災係長 ※職員自宅待機
警戒レベル2	1 大雨注意報発表後、気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報が予想され、被害の発生が予想されるとき。 2 氾濫注意情報が発表されたとき。	準備体制とし、次の配備体制に移行し得る体制をとる。 避難所開設する際は災害対策本部設置。	1 情報収集 2 関係機関との連絡	総務課長 産業課長 設水道課長 保健福祉課長 ふれあいセンター長 振内支所長
警戒レベル3	1 気象・大雨警報の発表 地象・震度4の地震が発生 2 その他町長が必要と認めたとき。 3 氾濫警戒情報が発表されたとき。	災害対策本部設置。 非常警戒体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるよう体制を確立する。	1 高齢者等避難 2 応急措置の実施	貫気別支所長 アイ施策推進課長 生涯学習課長 国保病院事務長 平取消防署長 ※状況に応じて職員招集
警戒レベル4	1 土砂災害警戒情報または氾濫危険情報が発表されたとき。 2 震度5弱の地震が発生。 3 その他町長が必要と認めたとき。	各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制をとる。	1 災害業務全般の実施 2 避難指示	各係長職以上の職員
警戒レベル5	1 大雨特別警報または氾濫発生情報が発表されたとき。 2 予想されぬ重大な災害が発生したとき。 3 震度5強以上の地震が発生したとき。	命を守るための最善の行動をとる。	1 緊急安全確保を可能な範囲で発令	全職員

第2 消防機関の非常配備

消防機関の非常配備の基準及び内容は次のとおりである。

種別	配備時期	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報河川に水防警報（待機）が発表されたとき。 2. 沙流川に洪水の情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 3. 大雨警報、氾濫警戒情報が発表され、または河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 4. 北海道知事から待機の指示を受けたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対しては、自宅待機を指示する。 ・重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒を行うこと。 ・予想される災害の状況程度によって幹部職員以下の一部職員を招集し、消防団幹部に対して自宅待機の指示を行う。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報河川に水防警報（準備）が発表されたとき。 2. 大雨警報、氾濫警戒情報が発表され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3. 北海道知事からの出勤準備の指示を受けたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防対策本部に消防署長の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること。 ・非番職員を招集し、各隊の編成を行うこと。 ・出勤車両の点検整備等を行うこと。 ・水防資機材及び各隊装備機材の整備・準備を行うこと。 ・出勤の場合の順路を検討し、これに伴う対策の確認を行うこと。 ・消防職員全員及び消防団幹部を招集し重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報河川に水防警報（出勤）が発表されたとき。 2. 雨量、水位、流量その他状況により、沙流川が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3. 大雨警報、氾濫警戒情報が発表され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防等の溢水、決壊のおそれがあるとき。 4. 北海道知事からの出勤の指示を受けたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の全員を招集し、隊の編成を再度行い、現地に出勤し水防活動及び避難救助活動を行うこと。
解除	水防管理者より解除の指令を受けたとき。	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時の巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めることができる。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができる。

第2 出水時の巡視

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに日高振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- ①堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③川の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ
- ⑤水門等の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

第4節 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第1項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5節 警戒区域の指定

第1 警戒区域の設定

法第21条第1項の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の区域の設定

前第1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要請のあったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

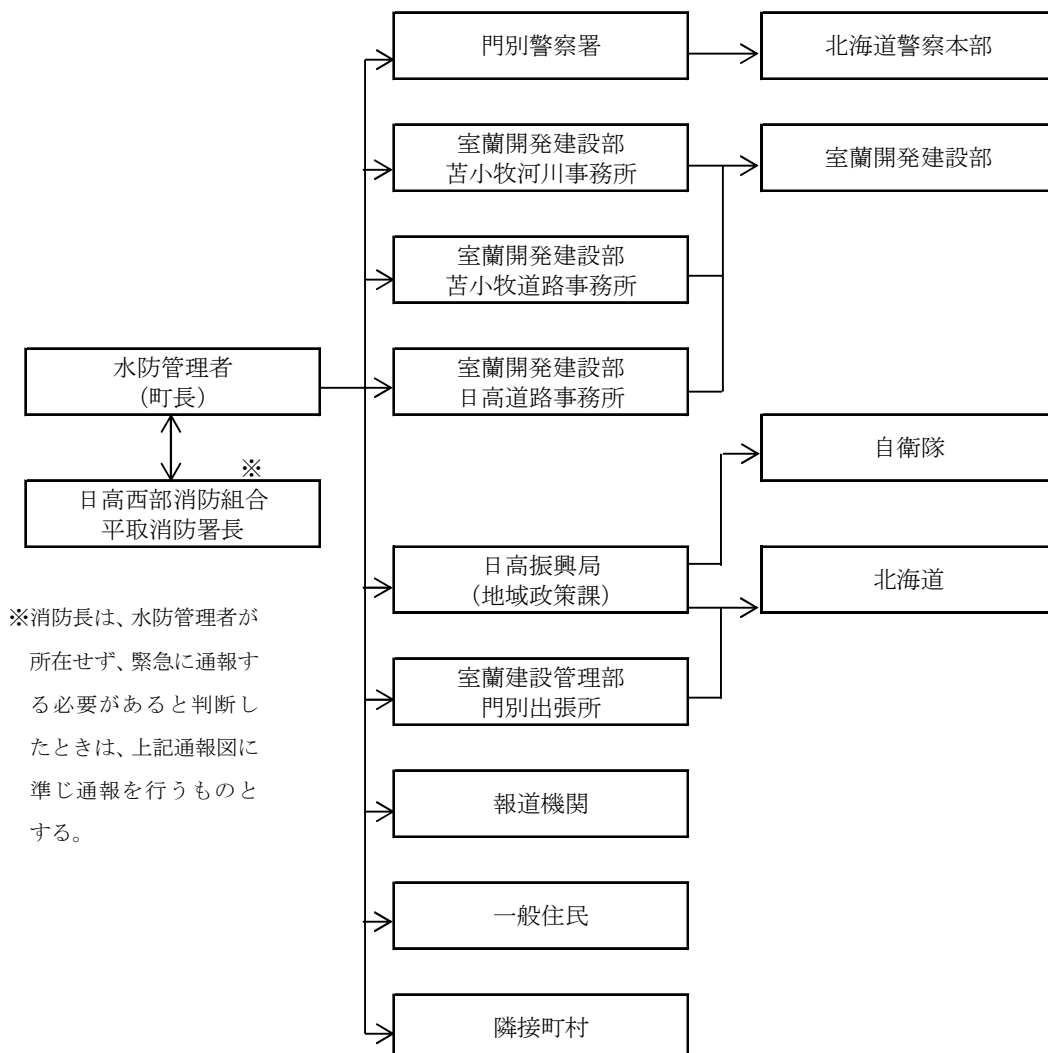
- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、門別警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を日高振興局長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、門別警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について立ち退きを計画し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防・ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



第2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 町の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときなど、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の長は、水位の低下などにより水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときに、消防機関の非常配備を解除する。

第10章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

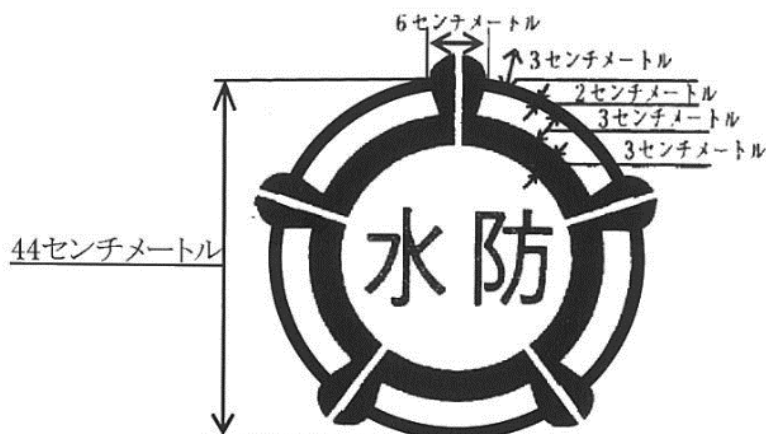
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休 止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用をすることを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第2節 水防標識

水防のために出動する車両等の法第18条の規定による知事の定めた標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

法第49条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

(表)

水防立入調査員証		
所 属		
職 名		
氏 名		
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
	年 月 日	
水防管理者 平取町長		印

(裏)

注 意	
1	本証は、水防法第49条第2項による立入証である。
2	本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3	記名以外の者の使用を禁ずる。
4	本証の身分を失ったときは速やかに発行者へ返還すること

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局または北海道知事）に対し、次のような協力を求めることができる。

第1 北海道開発局長の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊または溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合の通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防またはダムが決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般町民への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供
- (7) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行なうための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

第2 北海道知事の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供

第2節 水防管理団体相互間の応援

法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して、応援を求めることができる。

応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ門別警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、北海道知事（日高振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を依頼することができる。

派遣要請の依頼に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊を展開する場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の養成を依頼するいとまがないないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

第1 水防連絡会

町は、鶴川・沙流川減災対策協議会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川について情報収集を行う。

第2 ホットライン

町は河川の水位状況等については、苫小牧河川事務所とのホットラインにより、また、気象状況については、地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して平取町建設協会と協定を締結している。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第41条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において、その費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者または消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号	
公 用 負 担 権 限 委 任 証		
	住所：	
	職名：	
	氏名：	
上記の者に、	区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年	月	日
委任者	平取町水防管理者	
	平取町長	(印)

第3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号
公 用 負 担 命 令 書	
	住所：
	氏名：
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1	目的物
	(1)所在地
	(2)名 称
	(3)種 類
	(4)数 量
2	負担内容
	(使用、収用、処分等について詳記すること)
年	月 日
	命令者 職 氏名
	⑩

第4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

第13章 水防報告等

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに日高振興局長に報告する。(別表5)

- (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理者に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第14章 水防訓練

水防管理者は、毎年出水期前に消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

第1節 洪水対応

第1 洪水想定区域の指定状況

国土交通省及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表する。

第2 洪水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、平取町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に法第15条の規定による地下街及び要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

第3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市町村長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4 洪水ハザードマップ等の配布

町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態とするほか、そのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

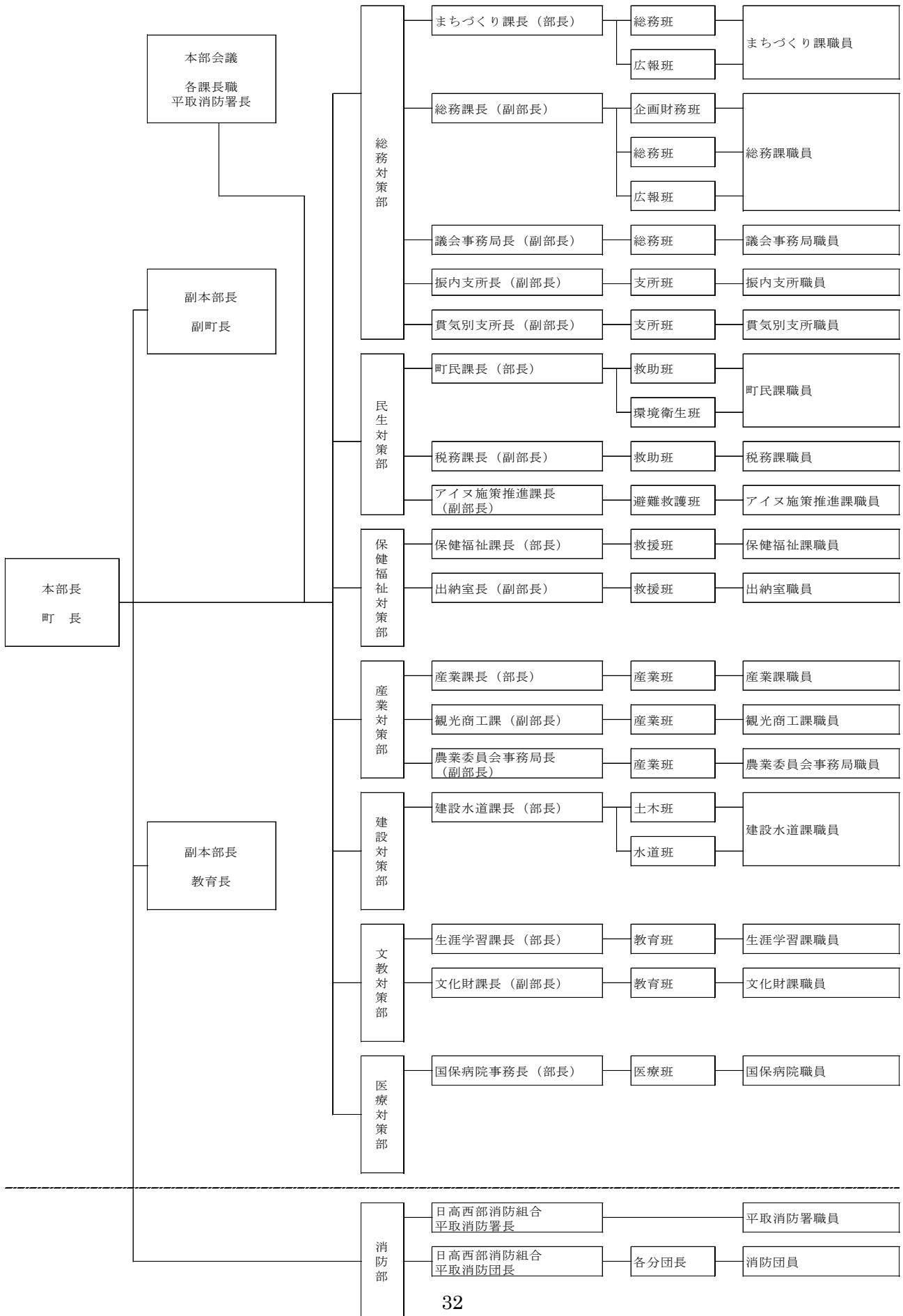
第2節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報または資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

別表1 平取町水防対策本部組織図



別表2【平取町水防対策本部所掌事務】

部名	班名	業務内容
総務対策部	総務班	1 水防対策本部の設置及び廃止に関する事。
		2 防災会議に関する事。
		3 水防対策本部の総括に関する事。
		4 気象予警報の収集及び伝達に関する事。
		5 関係機関との連絡調整に関する事。
		6 各部との連絡調整に関する事。
		7 水害の情報の報告に関する事。
		8 災害救助法に関する事。
		9 自衛隊の派遣要請に関する事。
		10 消防組合の出動に関する事。
		11 町民に対する避難の指示に関する事。
		12 動員職員の出動状況の記録に関する事。
		13 水害状況の調査に関する事。
		14 行方不明者の捜索に関する事。
		15 町民に対する水防情報及び水害情報の伝達に関する事。
		16 避難のための立ち退き勧告及び指示に関する事。
		17 水害時における労務の供給計画及び実施に関する事。
		18 町議会との連絡調整に関する事。
		19 その他、各部に属さない事項。
	広報班	1 水害情報の収集に関する事
		2 報道機関との連絡調整に関する事。
		3 水害時の写真記録に関する事。
		4 水害資料の取りまとめに関する事。
		5 その他、水害広報に関する事。
	企画財務班	1 動員職員に対する食糧等の調達に関する事。
		2 水害対策の予算措置に関する事。
		3 水害時における支払資金の調達に関する事。
		4 水害時における応急食糧等の供給計画及び実施に関する事。
	支所班	1 水害情報の収集、本部に対する報告に関する事。
		2 庁内の非常体制に関する事。
		3 支所管内の住家被害、人的被害の調査及び応急対策に関する事。
		4 水害情報の伝達に関する事。
		5 その他、本部長指示のあった事項に関する事。

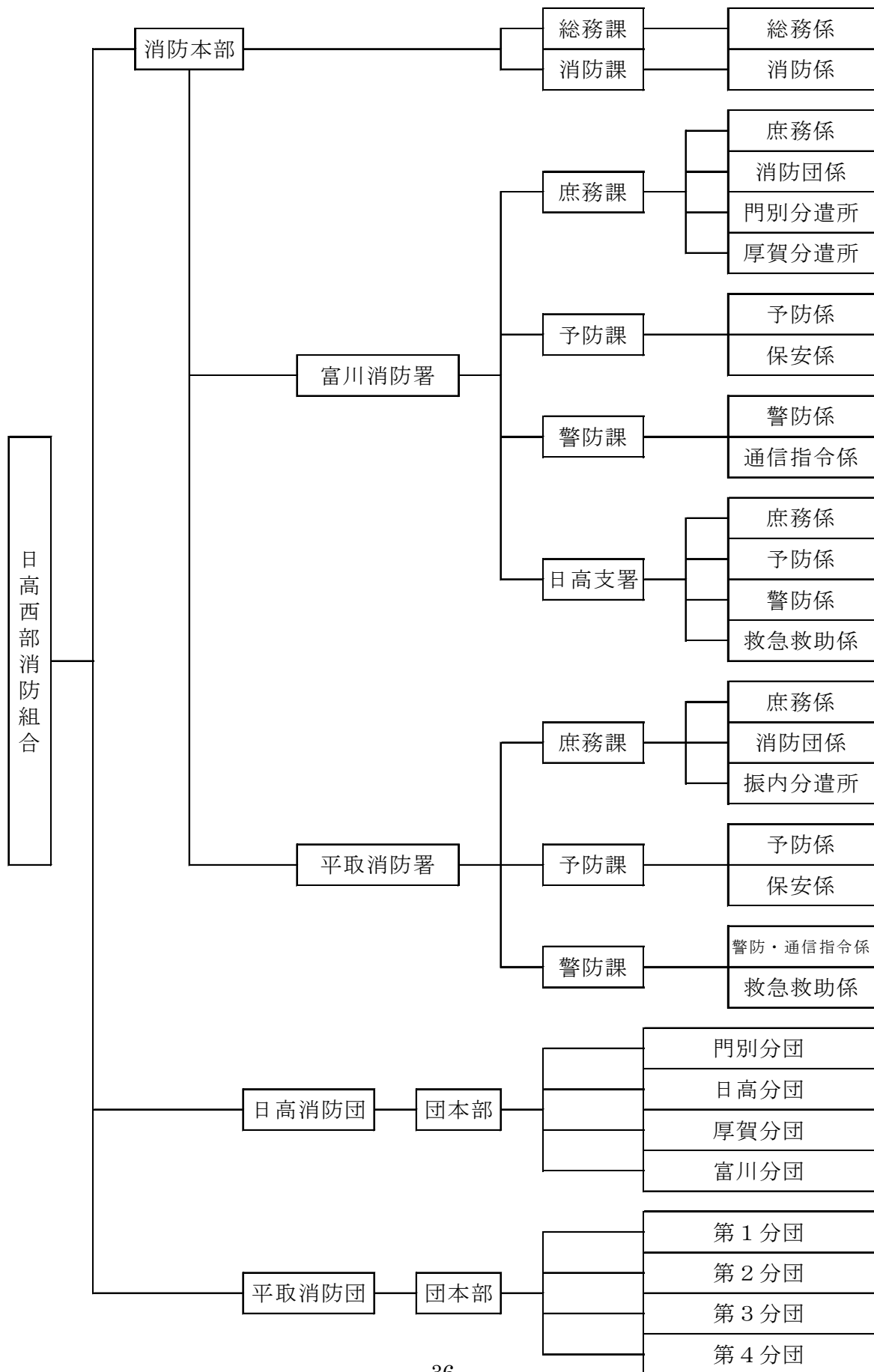
部 名	班 名	業 務 内 容
民生対策部	救助班	1 被災者の救出・救助及び応急的救助施設に関する事。
		2 水害地の被害施設の応急作業に関する事。
		3 救助日誌の記録に関する事。
		4 被災者の応急炊き出しに関する事。
		5 自衛隊及び協力団体等の作業に関する事。
		6 被災町民に対する町税の減免及び猶予に関する事。
	環境衛生班	1 水害地の防疫及び清掃計画並びに実施に関する事。
		2 水害時における廃棄物処理に関する事。
		3 死体の処理及び埋葬に関する事。
		4 浄化槽施設の被害調査に関する事。
	避難救護班	1 被災者の避難誘導及び避難状況の記録並びに報告に関する事。
		2 避難所の設置に関する事。
保健福祉対策部	救援班	1 一般住家被害、人的被害の調査及び救急対策に関する事。
		2 日赤その他民間団体、個人に対する協力要請及び連絡調整に関する事。
		3 被災者に対する生活支援に関する事。
		4 義援金品の受付及び配分に関する事。
		5 被災者に対する見舞金に関する事。
		6 社会福祉施設の被害調査及び報告に関する事。
		7 被災者相談所の設置及び運営に関する事。
		8 要援護者の援助対策に関する事。
		9 静内地域保健室等との連絡調整に関する事。
産業対策部	産業班	1 農地及び農業用施設並びに農作物等の被害調査に関する事。
		2 被災農家の調査及び援護対策に関する事。
		3 農作物の病虫害の防疫に関する事。
		4 治山・治水対策に関する事。
		5 林野火災予防対策に関する事。
		6 被災林野の調査及び援護対策に関する事。
		7 林野の病虫害の防疫に関する事。
		8 林業関係施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。
		9 水害復旧用木材の払い下げに関する事。
		10 家畜の防疫伝染病予防対策に関する事。
		11 水害地の家畜飼料の確保に関する事。
		12 死亡獣畜処理に関する事。
		13 水害時における商工業者等の被害調査に関する事。
		14 被災商工業者に対する金融措置及び復旧対策に関する事。
		15 観光・公園施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。
		16 観光業者の被害調査及び援護対策に関する事。

部 名	班 名	業 務 内 容
建設対策部	土木班	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及び水害地の交通不能箇所の調査に関すること。
		2 水害に対する土木施設の防備計画及びその施行に関すること。
		3 土木関係被害のとりまとめに関すること。
		4 応急作業に必要な資材の確保に関すること。
		5 応急作業従事者の応援要請に関すること。
		6 道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。
		7 水害地の交通不能箇所の調査および通行路線の決定に関すること。
		8 障害物の除去に関すること。
		9 被災者の公営住宅の入居に関すること。
		10 その他、土木被害の復旧に関すること。
	水道班	1 水害時における飲料水供給及び資材の確保に関すること。
		2 水害時における飲料水供給施設の確保に関すること。
		3 水道施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
		4 雑排水施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
文教対策部	教育班	1 学校施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		2 各学校間の連絡調整に関すること。
		3 児童及び生徒の応急教育に関すること。
		4 児童及び生徒の心のケアに関すること。
		5 被災児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。
		6 被災児童及び生徒に対する防疫及び給食に関すること。
		7 児童及び生徒の保護計画並びにその実施に関すること。
		8 児童及び生徒の収容並びに施設の判定に関すること。
		9 児童及び生徒の避難誘導並びに救助に関すること。
		10 社会教育施設及び関連施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		11 文化財の保護に関すること。
		12 図書管理に関すること。
医療対策部	医療班	1 被災者に対する医療及び助産に関すること。
		2 水害時における入院患者の避難及び誘導に関すること。
		3 水害地での仮設医療施設確保に関すること。
		4 水害時における医療品等の確保及び配分に関すること。

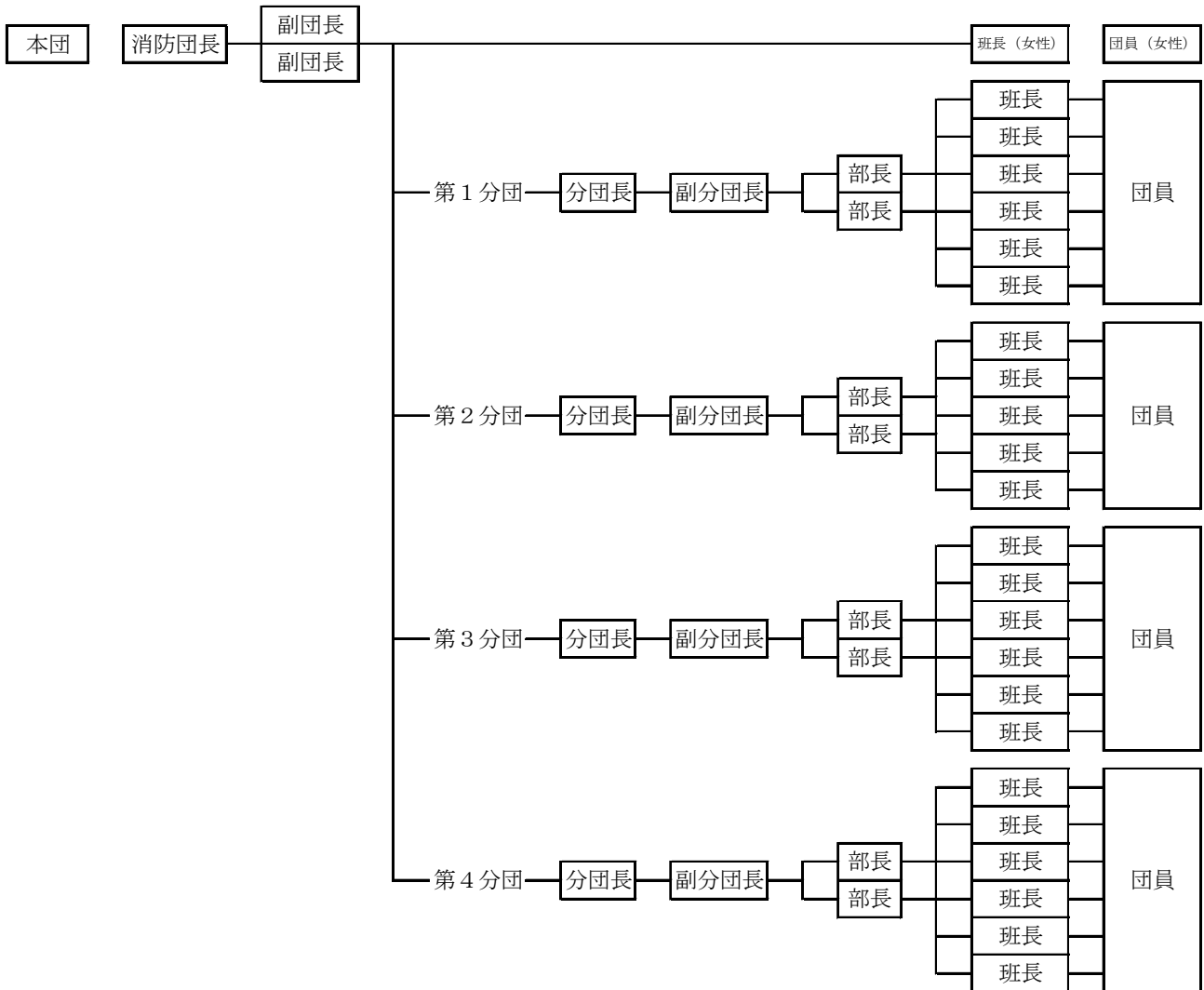
本表は、災害諸対策のため職員が取り組むべき基本的な事項の業務分担として例示したものである。しかし、災害発生状況等を勘案し、災害対策本部や対策部長との協議連携を密にした中で緩急軽重を判断し、臨機応変な応急対策に臨むことが求められる。

町内における被害の実態を把握し、町民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とする活動を行うものとする。

別表3 日高西部消防組合組織図



別表4 日高西部消防組合平取消防団組織図



名称	位置	管轄区域
第1分団	平取町本町37番地1	川向、紫雲古津、去場、荷菜、本町、小平、二風谷
第2分団	平取町字荷負85番地6	荷負、長知内
第3分団	平取町字貫気別92番地5	貫気別、旭、芽生
第4分団	平取町振内町28番地11	幌毛志、振内町、岩知志、仁世宇、豊糠

別表5 水防報告様式

●●における水防活動 (〇〇消防団・ 年 月 日～ 日)

○概 要

活動時間	出動延人数	主な活動内容

(写 真)

(写 真)

(地 図)
